

議 第 二 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する
条例の一部を改正する条例(案)

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百二十二条及び仙台市議会議規則第十四条
第一項の規定により提出します。

令和元年十二月十一日

提 出 者

議員	すげの	直	子
”	佐藤	わか子	
”	嵯峨	サダ子	
”	伊藤	ゆうた	
”	沼沢	しんや	
”	庄司	あかり	
”	郷古	正太郎	

仙台市議会議長
鈴木 勇治 様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十」に改める。

附則に次の一項を加える。

22 令和二年一月一日から同年五月三十一日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、第四条の規定にかかわらず、別表第一に定める額からそれぞれ二万円を減じて得た額とする。ただし、これらの者の期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬月額は、同表に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年一月一日から施行する。ただし、第九条第三項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の一部改正等）

2 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（令和元年仙台市条例第 号。次項において「令和元年一部改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九条第三項の改正規定中「及び第九条第三項」を削る。

3 令和元年一部改正条例が施行されないときは、前項の規定は、適用しない。

理 由

道路照明灯に係る電力契約における不適切な事務を踏まえ、令和二年一月一日から同年五月三十一日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬月額を減額するとともに、国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、常勤の監査委員等の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。